

結核健康診断月報の記入例

[社会福祉施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム用]

結核健康診断月報 (社会福祉施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)		
(あて先) 茅ヶ崎市保健所長		
健康診断実施月 _____ 年 _____ 月		
報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
施設名		
所在地		
担当者		
連絡先		
報告対象者	従事者・65才以上の入居者	
対象者の区分	従事者	65才以上の入居者
対象者数(対象年度全員)	150 人	50 人
受診者数	間接撮影者数	150 人
	直接撮影者数	40 人
	喀痰検査者数	人
未受診理由他 (入居者・従事者合算)	・既に受診済み	5 人
	・年度中受診予定	5 人
	・妊娠中、産休・育休中	人
	・退出、退職	人
	・その他	人
	(理由)	
被発見者数	結核患者	人
	結核発病のおそれがあると診断されたもの	人

従業員(職員等)、入居者・収容者に対して、それぞれ対象者数と受診者数を必ず記入ください。
※胸部X線検査(直接撮影または間接撮影)は、実施必須項目です。

対象者数は、年度途中に対象者数が減少した場合は据え置き、増加した場合は追加し計上ください。

直接撮影とは、主に病院等の医療機関で実施する撮影です。
間接撮影とは、職場の集団検診に利用される検診車、またはポータブルレントゲンを用いた撮影です。

夜勤職員など年2回健康診断を実施している場合は、2回実施した場合でも、受診者1名と計上してください。

報告にあたっては、
**対象者数＝
受診者数＋未受診者数**
になるよう、記載をお願いします。
空欄等、不明な場合は、御連絡をすることがあります。

Q1. 実施対象者、実施回数は？

A1. 従事者及び65才以上の入居者の方が、年1回健診を受診する必要があります。

Q2. 報告は正職員のみですか？

A2. 業務に従事するすべての人が対象となり、管理者および雇用される従事者、常勤・非常勤(非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど)を問いません。

Q3. 人間ドックの結果を報告に含めてよいですか。

A3. はい。対象者が他で健康診断した場合も、検査項目(胸部エックス線検査)を満たしていれば、結核健康診断の数に計上していただいて構いません。

※社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設。
生活保護法関係(救護施設、更生施設)、老人福祉法関係(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)、障害者総合支援法関係(障害者支援施設)、売春防止法関係(婦人保護施設)です。

- ・感染症法に基づき、事業者、学校長、施設長等が行った定期の結核に係る健康診断については、**1 か月ごと**にとりまとめ、翌月の10日までにその健康診断を行った場所を管轄する保健所長へ報告することとされています。(FAX、郵送またはメール)
- ・健診結果が出ていない等の事情により、翌月10日までに報告ができない場合は、健診結果がまとまり次第速やかに報告をお願いします。
- ・健康診断を実施していない月の分の報告は不要です。ただし、年度内(4月から翌年3月)に、事情により一度も実施できなかった場合は、受診者数を0人として月報の提出をお願いします。